

## 徳島県規則第四十五号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八十二号を第八十九号とし、第三十三号から第八十一号までを七号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十八 旅館業法等改正法附則第九条第二項の規定による営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第三十一号を第三十七号とし、第二十八号から第三十号までを六号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十二 旅館業法等改正法附則第八条第二項の規定による営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第二十六号を第三十一号とし、第二十号から第二十五号までを五号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三 旅館業法等改正法附則第七条第二項の規定による浴場業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。

十九 旅館業法等改正法附則第三条第一項の規定による旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第十五号の2中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は第三条の四第一項の規定」に、「旅館業の許可を受けた」を「営業者の」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 旅館業法等改正法附則第六条第二項の規定による興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 旅館業法等改正法附則第五条第二項の規定による営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「旅館業法等改正法」という。）附則第四条第二項の規定による営業の譲渡により許可営業者又は届出営業

者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 旅館業法等改正法附則第十条第二項の規定による食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

#### 附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。